平成３０年（フ）第５５１号
千葉県市川市稲越町575番地13
債務者　甲木　祥太
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５６８号
千葉県浦安市弁天１丁目21番３－106号　コンフォール舞浜、住民票上の住所千葉県浦安市弁天１丁目21番３－106号　コンフォール浦安弁天
債務者　伊藤　仁也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５７１号
千葉市稲毛区天台２丁目７番２号　ロッキー天台209号
債務者　及川　猛史
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５８５号
千葉市中央区南生実町172番地３
債務者　林　　英児
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６０５号
千葉市若葉区都賀３丁目12番３号　プラトー都賀301号
債務者　櫻木　　恵
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６０６号
千葉県市原市旭五所19番地12　スカイファイブ103号
債務者　川根　　浩
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６１９号
千葉市中央区弁天３丁目２番９号　リブリ・ルームス弁天３－Ⅲ　101号
債務者　室井　　歩
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６２３号
千葉市美浜区磯辺５丁目５番７棟302号
債務者　久保　貴生
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６２７号
千葉県市川市曽谷８丁目14番７号　（国分ハイツ201号）
債務者　小林　美貴
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６２９号
千葉市中央区松波３丁目18番６号　志田ビル303号
債務者　林　　惠子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６３１号
千葉市緑区あすみが丘９丁目27番地40
債務者　田中　冴実
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６３３号
千葉県市原市姉崎2697番地５　相川コーポ102号
債務者　錦織　幸久
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６５０号
千葉県市川市菅野４丁目３番10号　（ピースファルハイツⅡ－10号）
債務者　伊藤　裕也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６７０号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区30棟401号
債務者　味田　泰之
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７０４号
千葉県市原市辰巳台東３丁目５番地４　ロータリーパレス辰巳台607号
債務者　小山　幸江
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７２８号
千葉市花見川区作新台６丁目10番３－306号
債務者　下川　美恵
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係